

弥富市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市のまちづくりの指標となる弥富市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、弥富市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画に係る調査・研究
- (2) 総合計画に係る関係機関との協議・調整
- (3) 総合計画に係る原案策定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員会)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要であると認めたときは、委員会に出席させ、意見を求めることができる。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(作業部会)

第4条 計画案の専門的事項を調査研究するため、委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項は別に定める。
- 3 作業部会は、必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

第5条 作業部会の調査研究結果の総括事項について、調査・検討するため、委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項は別に定める。
- 3 幹事会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

◎副市長
教育長
○総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
建設部長
教育部長
議会事務局長

◎は委員長、○はあらかじめ指名した者を示す。

別表第 2

生活環境部会	◎防災課長	財政課長	環境課長
	市民協働課長	健康推進課長	福祉課長
	介護高齢課長	児童課長	産業振興課長
	土木課長	都市整備課長	下水道課長
	学校教育課長	総務部参事	教育部次長
健康・子育て・福祉部会	◎福祉課長	防災課長	市民協働課長
	保険年金課長	健康推進課長	介護高齢課長
	児童課長	都市整備課長	学校教育課長
	総務部参事	教育部次長	十四山支所長
	総合福祉センター所長		
教育・文化・スポーツ部会	◎生涯学習課長	児童課長	学校教育課長
	歴史民俗資料館長	図書館長	総務部参事
	教育部次長		
産業・雇用部会	◎産業振興課長	観光課長	総務部参事
	建設部参事		
都市基盤部会	◎都市整備課長	企画政策課長	防災課長
	環境課長	市民協働課長	産業振興課長
	土木課長	下水道課長	総務部参事
	建設部参事		
協働・行財政部会	◎市民協働課長	総務課長	財政課長
	人事秘書課長	企画政策課長	収納課長
	福祉課長	児童課長	総務部参事
	会計管理者	監査委員事務局長	税務課長
	市民課長	会計課長	議事課長

◎は作業部会の部会長及び幹事会の幹事とし、企画政策課長を幹事会の会長とする。